

統合型・公開型G I S 導入及び道路台帳電子化事業

仕 様 書

令和5年4月

朝霞市

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、朝霞市（以下「発注者」という。）が実施する「統合型・公開型G I S 導入及び道路台帳電子化事業」（以下「本事業」という。）について適用し、受注者が履行しなければならない必要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、統合型G I S の導入、統合型G I S と連携した公開型G I S の導入、道路台帳図の電子化を行い、市全域を対象としたベースレジストリの共通基盤データを作成するものとする。庁内で情報資産の共有・相互利用を可能にすることで利便性を向上させ、発注者が管理する道路台帳情報、都市計画情報、災害リスク情報等を公開することで、市民・事業者等がデータ利活用しやすい環境を整備するとともに、従来の窓口閲覧等における問合せ時間や来庁機会等の市民負担を軽減し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

併せて、システム構築後も各種地図情報の作成・更新を随時実施するなど、継続的にデータの充実や拡張を図り、各分野で連携して地図情報等の総合的な利活用が可能となることを目指す。

(適用する法令等)

第3条 本事業の実施にあたって、本仕様書、契約約款によるほか、以下の関係法令等を遵守するものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- (3) 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）
- (4) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (6) 開発許可制度運用指針（平成 26 年 8 月国都計第 67 号）
- (7) 開発許可申請（法第 30 条）
- (8) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (9) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (10) 道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）
- (11) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）
- (12) 道路施設現況調査要項（国土交通省）
- (13) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (14) 地理空間情報活用推進基本計画（令和 4 年 閣議決定）
- (15) 統合型G I S 推進指針（平成 20 年総務省）
- (16) 国土交通省国土地理院地理情報標準プロファイル（JPGIS）（国土地理院）
- (17) 朝霞市契約規則（平成 28 年規則第 22 号）
- (18) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (19) 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 29 号）

- (20) 朝霞市長が管理する個人情報の保護に関する規則（平成17年規則第7号）
- (21) 地域情報プラットフォーム標準仕様書GIS 共通サービス標準仕様（財団法人全国地域情報化推進協会）
- (22) 朝霞市情報セキュリティポリシー
- (23) その他関係法令、条例、規則及び通達等

（提出書類）

第4条 受注者は、本事業の着手にあたり、以下の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、作業実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者等選任届、経歴書、雇用関係を証する書類（健康保険証の写し等）
- (3) 業務工程表
- (4) 各種認証取得証明書
- (5) 業務実施計画書
- (6) その他発注者が必要と定めたもの

（業務実施体制）

第5条 受注者は、本事業の実施にあたり、以下の要件を満たす技術者を配置するものとし、技術者ごとに、経歴書、資格証の写し、雇用関係を証する書類（健康保険証の写し等）を提出すること。

- (1) 主任技術者は、本事業全体を総括管理するものとし、情報処理に関連する資格を有し、同種システムを導入・運用した実績を有する者とする。なお、長期契約業務として令和5年4月時点で構築が完了しており、運用が継続しているものは実績として認めるが、令和5年4月時点で構築が継続中の業務については、業務実績には含まれない。
- (2) 照査技術者として、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者又は情報処理技術者（レベル4）の有資格者とする。なお、主任技術者との兼務は不可とする。
- (3) 業務ごとに担当責任者を配置するものとし、それぞれ該当するシステム・データの整備・導入・運用実績を有する者とする。
- (4) 運用時もシステム構築時と同様の体制を基本とするが、人員の変更がある場合は、上記要件に基づいて再編成し、発注者の承認を得るものとする。

（業務指示及び監督）

第6条 受注者は、本事業の実施にあたり、当該契約に基づく発注者の指定する監督職員と綿密な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

（疑義）

第7条 本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。ただし、業務遂行上必要と認められる軽微な内容については、受注者の費用及び責任において実施し、本事業の遂行に支障を来さないよう努めなければならない。

(関係官公署への手続き等)

第8条 本事業の実施に先立ち、事業実施に必要となる関係官公署等への諸手続きは、発注者の指示に基づき受注者において速やかに行うものとする。また、関係者及び関係官公署等との折衝を要する場合、又は折衝を受けた場合は、発注者の指示に従い対応するものとする。

(情報セキュリティ等に関する取り決め)

第9条 本事業において取り扱う各種資料やデジタルデータについて、受注者は情報セキュリティの重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取扱い、管理運用を行うとともに、作業終了後、速やかにこれを返却するものとする。

(資料管理)

第10条 本事業を遂行する上で必要な資料等の調査・収集は、原則として受注者が行うこと。

2 発注者が貸与する資料の取扱いについては、受注者は貸与された資料等のリストを作成して発注者に提出する。また貸与された資料については、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように取扱うとともに、作業終了後、速やかにこれを返却するものとする。

(再委託)

第11条 本事業の全部を第三者に再委託してはならない。また、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者へ書面により報告し、発注者の承認を得ること。

(工程管理)

第12条 受注者は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、構築期間中は、月に1回以上定例会を開催し、作業の進捗状況を発注者に報告するものとする。なお、運用期間中については、別途協議し決定するものとする。

2 受注者は、発注者と業務上の打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するとともに、その内容について確認を受けるものとする。

3 作業中に不測の事態や重大な事故等が発生した場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

(安全の確保)

第13条 受注者は、作業従事者に対する安全の確保について、労働基準法等を遵守し適切な措置を講じなければならない。

(完了検査)

第14条 受注者は、システム構築完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

2 受注者は、システム構築を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完成届、その他

必要書類を提出するものとする。

（成果品の帰属等）

第15条 本事業の成果品については、ソフトウェアの著作権及び所有権を除き全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏等してはならない。

（成果品の品質等）

第16条 受注者は、本事業完了後といえども、納入成果品が仕様書に定める仕様、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、成果品の納入後1年間、受注者の負担において、納入成果品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をする責を負うものとする。

（守秘義務）

第17条 受注者は個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、本事業の遂行上知り得た内容、個人情報及びその他一切の事項を、いかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

2 受注者は、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすよう、従事者の教育及び指導を徹底しなければならない。

（損害賠償）

第18条 受注者は、本事業実施中に発注者及び第三者に事故等の損害を与えた場合、受注者は必要な措置を講じるとともに、発注者にその状況及び内容等を速やかに報告し、その対応は発注者の指示に従うものとする。この場合、受注者は発注者の責による損害を除き、生じた事故等に対して一切の責任を負い、損害賠償等についても受注者の責任において解決するものとする。

（事業期間）

第19条 本事業の期間は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| （1）システム構築期間 | 契約締結日から令和6年2月末日まで |
| （2）システム運用期間 | 構築完了の翌月1日から5年間 |

第 2 章 事 業 内 容 全 般

（システム構築方式）

第20条 構築方式はクラウド型サービスとし、統合型GISはL GWAN回線、公開型GISはインターネット回線を利用するものとする。窓口システムは、専用端末を1台調達・設置し、サービスの形態は提案によるものとする。

(動作環境)

第21条 職員端末は以下のとおり。

- (1) 端末台数 約800台(全庁)
- (2) 使用職員数 約800人(同時接続10ライセンスを想定)
- (3) OS Windows10(64bit)(OSはWindows10以降で利用可能であること。また、運用期間中に公開されるOSのバージョンアップにおいて、追加費用無で利用可能となるよう、速やかに対応できること。)
- (4) CPU Intel Core i3(第7世代以降)
- (5) メモリ 8GB

(基本要件)

第22条 本事業における基本要件は以下のとおりとする。

- (1) 導入より最低5年間の運用が可能なシステムであること。
- (2) 利用期間中は、発注者との協議をもってソフトウェアのバージョンアップを行い、最新版を提供すること。
- (3) システムの停止が必要な作業が発生する場合については、原則、発注者の業務に影響しない時間帯に行うものとし、事前に発注者と協議する。
- (4) システムの監査及び障害等の調査を目的として、ログを出力し保管すること。
- (5) 同時接続ライセンス数は運用開始後であっても、適宜追加可能なシステムであることとし、利用者やデータ量が増大した場合においても、機能性が低下しないような拡張性の高いシステムであること。

(打合せ協議)

第23条 受注者は、本事業を遂行するにあたって、関係部署からのヒアリングを行うなど、発注者と受注者で十分な協議を行い、業務の内容、工程等について相互理解を得るものとし、受注者は、打合せ後打合せ協議簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(資料収集)

第24条 本事業を実施する上で必要な資料は、発注者が受注者に「別添1 統合型・公開型GIS及び道路台帳電子化貸与資料」を貸与、また受注者が必要に応じて収集するものとする。また、その取扱いについては、重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故のないよう取扱うものとする。

第 3 章 道 路 台 帳 電 子 化

(貸与資料)

第25条 発注者は、道路台帳電子化にあたり、「別添1 統合型・公開型GIS及び道路台帳電子化貸与資料」を受注者に貸与するものとする。その他必要な資料が発生した場合は随時、道路整備課担当者と貸与について協議する。

(道路台帳図作成)

第26条 貸与する道路台帳図の内容を点検した上で、既製図数値化、現地測量等により、道路台帳図をベクトルデータとして整備する。市の道路台帳図の現状及び業務管理体制を踏まえ、市の実情に即した業務改善方法、情報公開に向けた精度担保方法を検討の上、データ作成を行うものとする。作成したデータを基に、認定路線網データ、構造物データ等を作成するとともに、作成した各図形データは、構造化処理を行うものとする。データ整備において生じる路線の認定・廃止・変更等、議会の決議を要する路線については、議会資料案を作成する。作業数量の参考値は下記のとおり。(令和5年3月現在)

・市道認定路線	1,319 路線 (253.432km)
・道路台帳平面図	142 面 (地図情報レベル 1/500)
・農道延長	約 16,201m
・水路延長	約 18,625m

(道路台帳調書作成)

第27条 貸与資料及び道路台帳図データを基に道路台帳調書を作成する。作成した道路台帳調書は、既存の道路台帳調書との整合性を検査の上、電算集計を行い、管理上必要な各種調書を作成する。出力様式は「朝霞市道路台帳調整測量作業規程及び記載要領(改訂版)」に準ずるものとする。また、交付税検査等が実施される際には必要なサポートを行う。

(求積図データ作成)

第28条 貸与資料を基に、求積図データを作成する。求積図データは、境界点・境界線・境界点間距離の構成とし、境界点の点名・座標・測地系を管理するためのデータベース若しくはファイリングデータとして取りまとめる。

(基準点位置図作成)

第29条 貸与する基準点情報に基づいて、基準点データを作成する。属性項目や点の記のファイリング等の詳細な仕様は、協議により決定する。

(拡幅計画データ作成)

第30条 貸与する拡幅計画対象路線の資料を基に、拡幅計画データを作成する。属性項目等の詳細な仕様は、協議により決定する。

(その他レイヤ作成)

第31条 申し送り情報等、道路管理の効率化を図る上で必要な情報について協議により決定し、データ種別や属性項目、データ化の方法(職員による作成も含む。)等について協議の上、レイヤ定義を行うものとする。

(道路台帳データファイル作成)

第32条 本作業は、作成した道路台帳平面図データ及び道路台帳調書データ等を汎用的データファイル(SHAPE形式、PDF形式等)へ変換を行い発注者へ納品を行うものとする。

第 4 章 統 合 型 G I S 構 築

(貸与資料・システムデータ変換)

第 3 3 条 発注者は、統合型GIS構築にあたり、「別添 1 統合型・公開型GIS及び道路台帳電子化貸与資料」を受注者に貸与するものとする。受注者は、統合型GISへ導入できるような貸与資料をシステムデータ変換するものとする。

(システム環境構築)

第 3 4 条 本作業にて導入する統合型GISは以下の要件と同等以上のものとする。

(1) システム構築要件

受注者が提供するシステムは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した、LGWAN-ASPにて運用することとし、受注者が開発を行った地図情報サービスとする。また、システムの稼働・運用に必要な環境の整備を行うこととし、提供システムの稼働要件は、以下のとおりとする。

- ① システム提供：ASP方式
- ② 通信手段：LGWAN回線（10Mbps）
- ③ ライセンス数：同時接続10ライセンス

(2) 利用端末

本事業で利用する端末は、発注者が運用している端末とする。

(3) システム機能

「別添 2 統合型GIS機能要件表」と同等以上のものとする。

2 本作業にて導入するサービスレベルアグリーメント（以下「SLA」という。）は以下の要件を想定している。なお、具体的なSLAは優先交渉権者の選定後、提案内容を踏まえて発注者と綿密に協議の上、定めるものとする。また、毎月の定期報告を基本とする。

(1) SLA

受注者が発注者に提供するサービスは、「別添 5 サービスレベルアグリーメント（SLA）（案）」を基準とするサービスを提供するものとする。また、受注者は、仮運用期間の稼働状況を鑑みた上で、システム運用時まで、「別添 5 サービスレベルアグリーメント（SLA）（案）」を基準とする最終のSLAを発注者に示し、発注者の承諾を得るものとする。

(操作研修会)

第 3 5 条 本作業は、導入したシステムの利用項目ごとの操作方法や簡易なデータの追加・編集方法を記載した操作説明書を作成するものとする。なお、システム仮運用時に受注者は発注者に対しシステムの運用操作説明研修を行うものとする。研修の日時及び研修内容について、受注者はヒアリングを行うなど、関係部署におけるデータの整備や利活用状況等を踏まえ、協議の上決定するものとする。

第 5 章 公 開 型 G I S 構 築

(貸与資料・システムデータ変換)

第 36 条 発注者は、公開型GIS構築にあたり、「別添 1 統合型・公開型GIS及び道路台帳電子化貸与資料」を受注者に貸与するものとする。受注者は、公開型GISへ導入できるような貸与資料をシステムデータ変換するものとする。

(システム環境構築)

第 37 条 本作業にて導入する公開型GISは以下の要件と同等以上のものとする。

(1) システム構築要件

受注者が提供するシステムは、インターネット回線を利用した、ASPにて運用することとし、受注者が開発を行った地図情報サービスとする。また、システムの稼働・運用に必要な環境の整備を行うこととし、提供システムの稼働要件は、以下のとおりとする。

- ① システム提供：ASP方式
- ② 通信手段：インターネット回線
- ③ ライセンス数：無制限

(2) 利用端末

- ① パソコン：OSがWindows、macOS等、ウェブブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox等の主要なウェブブラウザで利用が可能であること。
- ② モバイル端末：iOS並びにアンドロイド搭載のタブレット型の機種や、スマートフォンで利用可能であること。

(3) システム機能

「別添 3 公開型GIS機能要件表」と同等以上のものとする。

2 本作業にて導入するSLAは以下の要件を想定している。なお、具体的なSLAは優先交渉権者の選定後、提案内容を踏まえて発注者と綿密に協議の上、定めるものとする。また、毎月の定期報告を基本とする。

(1) SLA

受注者が発注者に提供するサービスは、「別添 5 サービスレベルアグリーメント(SLA)(案)」を基準とするサービスを提供するものとする。また、受注者は、仮運用期間の稼働状況を鑑みた上で、システム運用時まで、「別添 5 サービスレベルアグリーメント(SLA)(案)」を基準とする最終のSLAを発注者に示し、発注者の承諾を得るものとする。

(操作研修会)

第 38 条 本作業は、導入したシステムの利用項目ごとの操作方法や簡易なデータの追加・編集方法を記載した操作説明書を作成するものとする。なお、システム仮運用時に受注者は発注者に対しシステムの運用操作説明研修を行うものとする。研修の日時及び研修内容について、受注者はヒアリングを行うなど、関係部署におけるデータの整備や利活用状況等を踏まえ、協議の上決定するものとする。

第 6 章 窓 口 シ ス テ ム 構 築

(窓口システム)

第 39 条 都市計画情報や電子化した道路台帳情報等の閲覧用データは、必要な修正を定期的に反映した上で、ファイリングデータとあわせて窓口システムにてサービス提供を行うものとする。なお、窓口システム以外の庁内情報等にはアクセスできないよう制限するものとする。

- 2 印刷機及び課金機を設置し、利用者が必要に応じて印刷できるようにする。
- 3 「別添 4. 窓口システム機能要件表」と同等以上のものとする。

第 7 章 運 用 保 守 ・ 管 理 要 件

(運用保守・管理要件)

第 40 条 発注者が貸与する機器、GIS データ及びデータセンター内のシステム設備について、以下のとおり適切な運用保守・管理を行うこと。

(1) 保守体制

- ① 問い合わせ対応及び障害対応について、電話（9：00～17：00）及び電子メール（随時）による受付を行うこと。
- ② 稼働時間内の安定したシステム提供及びシステム設備監視を行うこと。
- ③ 発注者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告を実施可能な体制を構築し、運用保守を文書により明確にすること。
- ④ 連絡手段は対面、電話、FAX、電子メール又は書簡等とし、障害発生時には速やかにその原因を報告し、復旧に努めること。
- ⑤ 運用保守・管理状況について、毎月の定期報告を基本とするとともに、四半期に 1 回程度定例会を開催し、発注者に報告するものとする。その際、利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績及びシステム停止実績等を記載した運用実績報告書を提出すること。

(2) 保守内容

- ① 運用保守業務の範囲は、利用するシステムのソフトウェアとし、セキュリティに関する事項も含むこと。
- ② 機構改革等の組織改正が行われた場合には、ユーザー情報更新を実施する。
- ③ 年に 1 回程度の操作研修を実施する。研修内容、時期については協議の上決定する。
- ④ データや操作に関して発注者から問い合わせがあった場合は、迅速かつ親身に対応すること。また、システムを運用していく上で、必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- ⑤ 修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこととし、不正アクセス対策を講じること。
- ⑥ 障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成、提出することとし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画、実施すること。計画的にシステム停止する場合は、発注者に事前通知すること。

(3) データセンター要件

- ① 地震、風水害などの自然災害に対応できる耐震・耐火構造を備え、十分にセキュリティが確保された、日本国内のデータセンター内でシステムを運用すること。
- ② 計画サービス時間は24時間365日であること。
- ③ サービス稼働率は「99%以上」であること。

$$\text{サービス稼働率} = ((\text{計画サービス時間} - \text{停止時間}) \div \text{計画サービス時間})$$

なお、計画サービス時間及び停止時間には、システムメンテナンス等の事前計画に基づくサービス停止時間、受注者の責によらないサービス停止時間は除く。
- ④ 生体認証や監視カメラの設置等、厳重な入退室管理を行っていること。
- ⑤ システム稼働状況を監視していること。
- ⑥ データバックアップを実施し、万が一、データが消失した場合においても速やかに復旧可能な体制であること。
- ⑦ 第三者による不正アクセスやウイルス対策などに万全を期していること。
- ⑧ データセンターの通信回線は、障害時に備えバックアップ回線を用意していること。
- ⑨ サーバや通信機器等のハード機器類については、冗長化等のハード障害に対応できる体制としていること。
- ⑩ 電源供給は、UPS、自家発電装置、2系統の電源供給など停電対策がされていること。

(データ更新)

第41条 以下のデータを統合型GIS及び公開型GISに反映すること。また、更新対象項目の追加等が必要となる場合には、受注者は発注者と協議の上、検討を行うこと。

NO.	項目	提供データ形式	統合型GIS	公開型GIS	回数	備考
1	地番図	Shape	○	—	1回/年	別業務委託により更新したデータを提供(システム構築期間における更新も対象とする)
2	航空写真	Tiff	○	○	1回/年	別業務委託により更新したデータを提供(システム構築期間における更新も対象とする)
3	都市計画情報、災害ハザード情報など	Shape 等	○	○	随時	数年に一度修正するデータ
4	道路台帳	Shape 等	○	○	1回/年	別業務委託により更新したデータを提供(システム構築期間における更新も対象とする)
5	住宅地図	—	○	—	随時	住宅地図更新のタイミングにて速やかに更新

6	民間地図 (GoogleMaps など)	—	—	○	随時	
---	-------------------------	---	---	---	----	--

第 8 章 システム構築完了時のデータ提供及び成果品

(システム構築完了時のデータ提供)

第42条 受注者は、本事業のシステム構築完了時に、統合型・公開型GIS及び電子化された道路台帳に導入されている発注者が必要とした地図情報データ及び添付資料をDVD-R等の電子媒体にて納品するものとする。なお、データ形式は各データにあわせてSHAPE、CSV形式などにて納品するものとし、それぞれのデータ形式は協議にて決定するものとする。

(成果品取りまとめ)

第43条 本事業の成果品は、以下のとおりとする。なお、成果品のうち図形データやword、PDF形式のデータ等についてはDVD-R等の電子媒体にて納品するものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 道路台帳データファイル | 1 式 |
| (2) 道路台帳調書データファイル | 1 式 |
| (3) 統合型GIS | 1 式 |
| (4) 統合型GIS導入データ | 1 式 |
| (5) 統合型GIS操作説明書（業務担当者向け及び管理者向けマニュアル、word形式及びPDF形式） | 1 式 |
| (6) 公開型GIS | 1 式 |
| (7) 公開型GIS導入データ | 1 式 |
| (8) 公開型GIS操作説明書（業務担当者向け及び管理者向けマニュアル、word形式及びPDF形式） | 1 式 |
| (9) 打合せ協議簿 | 1 式 |
| (10) その他必要とする資料 | 1 式 |
| ・プロジェクト計画書 | |
| ・スケジュール（WBS） | |
| ・課題管理表 | |
| ・打合せ資料、議事録 | |
| ・各種設計書（要件定義など） | |
| ・テスト計画書 | |
| ・テスト仕様書兼結果報告書 | |
| ・統合型・公開型GIS操作研修マニュアル 等 | |

「別添 1 統合型・公開型GIS及び道路台帳電子化貸与資料」

データ名	データ形式	数量		作成年度	データ導入の有無	
					統合型GIS	公開型GIS
地番図	SHAPE	1	式	2022	○	—
地形図	DXF	1	式	2022	○	○
航空写真	TIFF	1	式	2022	○	○
区域区分図	DXF	1	式	2022	○	○
用途地域図	DXF	1	式	2022	○	○
高度地区 (建ぺい率、容積率含む)	DXF	1	式	2022	○	○
防火・準防火地域	DXF	1	式	2022	○	○
生産緑地	PDF	1	式	2022	○	○
特別緑地保全地区	PDF	1	式	2022	○	○
都市計画道路 (他市都市計画道路含む)	DXF	1	式	2022	○	○
地区計画	DXF	1	式	2022	○	○
旧暫定逆線引き地区	DXF	1	式	2022	○	○
都市計画公園	DXF	1	式	2022	○	○
その他都市計画施設	DXF	1	式	2022	○	○
土地区画整理事業	DXF	1	式	2022	○	○
道路台帳	紙	116	枚	2021	○	○
立地適正化計画	SHAPE	1	式	2022	○	○
景観計画	PDF	1	式	2019	○	○
レッドゾーン、イエローゾーン	SHAPE	1	式	2021	○	○
浸水想定区域	SHAPE	1	式	2021	○	○
道路台帳調書(各種)	PDF	1	式	2022	○	—
求積図	PDF	1	式	—	○	—
橋梁点検成果	PDF	1	式	2022	○	—
拡幅計画対象路線資料	紙	1	式	—	○	○
法定外公共物関係資料	紙	1	式	—	○	—
認定路線網図	PDF	1	式	2022	○	○
公共基準点	PDF	1	式	—	○	○

「別添2 統合型GIS機能要件表」

機能分類	機能	機能概要
図面操作	ホームポジション	システム起動時に地図の初期表示位置を全庁共通、部門・グループ、個人のいずれか指定できること。また、次回起動時に終了した位置を復元指定できること。
	スクロール	マウスのドラッグでスクロールができること。 キーボードの矢印キーでスクロール移動できること。
	拡大・縮小	マウスホイールで連続した拡大・縮小ができること。操作パネル（＋、－ボタン）を使用した既定縮尺表示ができること。マウス操作による矩形拡大ができること。法定図書に基づく縮尺表示（1/500、1/1,000、1/2,500、1/5,000、1/10,000等）ができること。
	中心移動	マウスで指定した箇所を画面中央に表示できること。
	全域表示	指定したレイヤの全域表示ができること。
	戻る・進む	地図表示状態（位置、縮尺）を記録し、表示状態を戻したり進めたりできること。
	ブックマーク	地図の表示状態（表示内容や縮尺）と位置を名前を付けて保存し、簡易に呼び出すことができること。
	縮尺等	地図画面内にスケールバー表示がされていること。著作権があるレイヤが表示されている場合、コピーライトの表示がされること。
	凡例表示	表示されているレイヤの凡例が画面上に表示できること。
	位置図表示	画面表示している地図の位置図を別画面で表示できること。
	二画面表示	二画面表示でスクロール、縮尺変更の同期・非同期がとれること。
レイヤ操作	レイヤ表示切替	レイヤ構成をツリー形式で表示し、レイヤの表示・非表示の設定が行えること。ツリーの並び順はユーザーごとに任意に変更できること。
	透過設定	レイヤ毎に透過率を任意で変更できること。
	重ね合わせ順序の変更	レイヤの重ね合わせ順をユーザーごとに任意に変更できること。
図面検索	住所検索	住所を階層的に絞り込み地図の表示ができること。
	地番検索	地番を階層的に絞り込み地図の表示ができること。

	統合検索	システムに登録されている全ての地図情報から串刺し検索し結果を一覧に表示できること。 一覧表に表示されている地物は地図上にシンボル表現されること。
	属性検索	属性情報の任意又は複数の属性条件を指定して該当する属性情報を一覧表に表示できること。 一覧表の任意の行を選択することで、該当位置に地図が移動できること。検索結果の属性情報を帳票形式で出力できること。
	空間検索	空間領域（全域、表示範囲、任意領域、既存地物の領域）を指定し、領域内に該当する地物を抽出し、属性一覧表に表示できること。一覧表の任意の行を選択することで、該当位置に地図が移動できること。
	キーワード指定	キーワードの入力により指定したレイヤの属性検索を行い、結果を一覧表に表示できること。 一覧表の任意の行を選択することで、該当位置に地図が移動できること。
	地点情報の表示	地図上の任意の箇所を指定することにより、その位置の緯度経度、標高を表示できること。
図面印刷	印刷設定	縮尺、レイヤ、印刷テンプレートなどが指定できること。 特定のレイヤを指定した際は、任意に指定した文字列を表示できること。
	印刷プレビュー	印刷設定に従い印刷イメージを画面表示できること。
	印刷	印刷設定に従い図面の印刷ができること。
	印刷範囲指定	地図画面上に印刷枠を配置し、印刷範囲を任意に指定できること。印刷枠は複数地図上に配置でき、印刷枠の保存ができること。
	PDF 出力	印刷設定に従い図面を PDF に出力できること。
図形選択	図形選択	処理対象となる図形を 1 つ選択できること。
	複数図形選択	処理対象となる図形を複数選択できること。
	フェンス	任意の領域を指定して処理対象となる図形を選択できること。
属性参照	属性参照	指定した地物の属性情報を参照できること。
	串刺し参照	指定した地点にある表示レイヤの地物を串刺し検索し、属性情報を参照できること。
	帳票表示・印刷	指定した地物の属性情報を帳票として表示・編集・印刷ができること。

	添付ファイルの表示	対象地物に添付ファイルがあるとき、添付ファイルをサムネイル形式など視認しやすい形式で表示できること。
	地物一覧表示	複数図形が選択されているとき、属性情報を一覧表形式で表示できること。
	地物一覧エクスポート	地物選択、属性参照、属性検索により一覧表形式で表示されている属性情報を CSV 形式等でエクスポートできること。
主題図作成	色分け表示	地物の属性値により、単色、個別値分類又は数値分類による条件で着色できること。
	ラベル表示	地物の指定した属性項目を、文字として地図上に表示できること。
	領域集計表示	指定した領域で、任意レイヤの地物集計を行えること、集計結果は着色等により地図上に表示できること。
	属性一覧表	属性一覧表に表示されている情報を利用して、各種主題図が作成できること。
図面編集	地物入力	指定したレイヤに線、面、円、文字、シンボル図形が入力できること。既存図形を他のレイヤ含め複製できること。
	地物編集	指定したレイヤに入力済みの線、面、円、文字、シンボル図形の編集・削除ができること。
	地物属性編集	指定した地物の属性情報を編集できること。
	メモ入力・編集	簡易な操作でメモ（シンボルとメモ内容）の入力・編集ができ、部門又は全庁への公開ができること。 メモへは添付ファイルの登録ができること。
	外部データのインポート	SHAPE、DXF、KML 形式のファイルを地図上に一括展開できること。
	座標付画像データのインポート	座標付の画像ファイル（Exif ファイル）を地図上に一括展開できること。
	アドレスマッチング	住所等の地名が記載されている CSV データをアドレスマッチングにより地図上に一括展開できること。突合・不突合の件数を表示し、不突合データはリストとして出力できること。
	属性マッチング	CSV データを既存のレイヤ（属性情報）とマッチングさせることにより地図上に一括展開できること。突合・不突合の件数を表示し、不突合データはリストとして出力できること。
計測	距離計測	距離計測ができること。この時、辺長、総延長が表示されること。

	面積計測	面積計測ができること。この時、面積および周長が表示されること。
管理	レイヤ管理	レイヤの登録、編集、削除ができること。
	データインポート	以下の形式の外部データの入力ができ、レイヤ登録できること。 SHAPE、CSV、DXF、KML。 既存レイヤへの登録時は、入れ替え、追加の指定ができること。
	データエクスポート	指定したレイヤを SHAPE、CSV、DXF、KML 形式で外部出力できること。
	ユーザー認証	ユーザー名、パスワードの入力等によりユーザー認証ができること。
	ユーザー管理	利用ユーザーの追加／編集／削除ができること。 所属するグループの追加／編集／削除ができること。パスワードの文字数・文字種類による制御ができること。パスワードの有効期限を設けること。
	利用制限	ユーザーおよびグループに対し、データのアクセス許可や機能の使用許可を設定できること。 市販地図データライセンスなどの同時利用数の制限ができること。
	ログ管理	操作ログ、エラーログの管理ができること。
	APPLIC 準拠	地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していること。

「別添 3 公開型GIS機能要件表」

機能分類	機能	機能概要
図面操作	スクロール	マウスのドラッグでスクロールができること。 キーボードの矢印キーでスクロール移動できること。
	拡大・縮小	マウスホイールで連続した拡大・縮小ができること。 操作パネル（＋、－ボタン）を使用した既定縮尺表示ができること。マウス操作による矩形拡大ができること。
	全域表示	指定したレイヤの全域表示ができること。
	縮尺等	地図画面内にスケールバー表示がされていること。著作権があるレイヤが表示されている場合、コピーライトの表示がされること。
	凡例表示	表示されているレイヤの凡例が画面上に表示できること。
	位置図表示	画面表示している地図の位置図を別画面で表示できること。
レイヤ操作	レイヤ表示切替	レイヤ構成をツリー形式で表示し、レイヤの表示・非表示の設定が行えること。
図面検索	住所検索	住所を階層的に絞り込み地図の表示ができること。
	地番検索	地番を階層的に絞り込み地図の表示ができること。
図面印刷	印刷設定	縮尺、レイヤ、印刷テンプレートなどが指定できること。特定のレイヤを指定した際は、任意に指定した文字列を表示できること。
	印刷プレビュー	印刷設定に従い印刷イメージを画面表示できること。
	PDF 出力	印刷設定に従い図面を PDF に出力できること。
属性参照	属性参照	指定した地物の属性情報を参照できること。
	串刺し参照	指定した地点にある表示レイヤの地物を串刺し検索し、属性情報を参照できること。
計測	距離計測	距離計測ができること。この時、辺長、総延長が表示されること。
	面積計測	面積計測ができること。この時、面積および周長が表示されること。
管理	レイヤ管理	レイヤの登録、編集、削除ができること。

「別添4. 窓口システム機能要件表」

機能分類	機能	機能概要
図面操作	待受け画面	待受け画面の表示ができること。 待受け画面に任意の文言を設定ができること。
	利用規約	利用規約の表示ができること。
	サービス選択画面	サービス選択画面（分野：都市計画、道路台帳等）ができること。
図面検索	住所検索	住所を階層的に絞り込み地図の表示ができること。
	地番検索	地番を階層的に絞り込み地図の表示ができること。
	目標物から検索	目標物を選択し、目的の場所を表示ができること。
図面印刷	印刷設定	縮尺、レイヤ、印刷テンプレートなどが指定できること。特定のレイヤを指定した際は、任意に指定した文字列を表示できること。
	印刷プレビュー	印刷設定に従い印刷イメージを画面表示できること。
課金システム	課金	コピー代として料金を徴収することができること。
	領収書発行	領収書を発行することができること（令和5年10月より、インボイス対応ができるものとする。）。

「別添5 サービスレベルアグリーメント（SLA）（案）」

分類	サービス概要	サービス詳細
サービスレベル保証値	サービス提供時間	サービスの提供時間は 24 時間 365 日とする。ただしメンテナンス等計画停止に伴うサービスの停止は除くものとする。
	サービス稼働率	本サービスの稼働率は月間 99%以上とする。 なお、稼働率とは「サービス提供時間から次号のいずれかに定める状態（以下、総称して「障害」という）により提供できなくなった時間を除いた時間の割合」とする。 （１）利用中のサーバに電源が入らない状態 （２）利用中のサーバに全くアクセスできない状態 （３）利用中のサーバに接続されているディスクに全くアクセスできない状態 （４）そのほかアプリケーションサービス基盤（ファシリティサービスおよびホスティングサービス）の障害等により本サービスの提供ができない状態
	サービス稼働率に関する免責事項	サービス稼働率に定める要件を満たす場合であっても、以下の各号のいずれかに定める事由により生じたとき、障害の対象外とする。 （１）計画停止に伴うサービスの中断（24 時間以内） （２）本サービスの保守を緊急に行う場合 （３）ドライバー、又は OS 上の不具合による場合 （４）発注者のシステム環境の不具合又は DNS サーバの不具合によるドメインの停止など、本サービスに用いる受注者の設備以外の不具合による場合 （５）第三者からの攻撃、妨害による場合 （６）天災、戦争、動乱、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合 （７）そのほか運用上あるいは技術上の理由により受注者が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合（緊急性に依拠して発注者が承認した場合に限る。）
	サービス品質保証報告書	サービス稼働率の遵守状況を毎月、サービスレベル報告書において報告することとする。
サービスメンテナンス	定期メンテナンス	実施日：毎月第 3 水曜日 午後 6 時 30 分～午前 0 時 通知日：実施の約 2 週間前 なお、発注者は定期メンテナンスの実施の可否及び実施する週の変更ができるものとする。定期メンテナンス日の変更、中止を行う場合は定期メンテナンス実施の 2 週間前までに受注者へ変更又は中止の旨を通知し了承を得るものとする。
	緊急メンテナンス	サービス停止を伴う緊急メンテナンスの場合は原則午後 6 時 30 分以降に行うが、必要に応じて直前の通知により実施する。

サポート窓口	対応範囲	システムの操作方法など、発注者からの問い合わせの窓口
	問い合わせ先（一次受付窓口）	電話受付時間：土日祝日を除く平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 電子メール：24 時間 365 日 ただし、別途定める休業日および年末年始を除く。
	営業時間外の対応	電子メールによる問い合わせなど営業時間外の問い合わせの場合、翌営業日以後速やかに対応を実施する。
	コールバック時間	初回の電話で回答できなかった場合のコールバック時間は平均 1 時間以内とし最長で翌営業日内に行う。ただし、問い合わせの内容により事前に発注者より遅延の了解を得た場合は除くものとする。
サービス品質	動作速度	実効 10Mbps 以上の LGWAN 回線において、オンライン応答時間（地図移動、拡大、縮小、レイヤ切り替え等の任意の操作から表示開始までの応答時間）は 5 秒以内とする。ただし、地図ウィンドウの初期立ち上げ時は 10 秒以内とする。
障害対策	障害監視	本サービスの提供環境（CPU、メモリ、ハードディスク、ネットワークなど）に対して、死活監視（監視間隔は 5 分以内）、リソース監視、プロセス監視等本サービスの継続性を確保するための監視を常時行う。
	障害通知時間（一次報告期間）	サポート窓口の電話受付時間内に障害により本サービスが提供できなくなった場合、1 時間以内、最長 3 時間以内に発注者へ通知を行う。また、サポート窓口の電話受付時間外に障害により本サービスが提供できなくなった場合には、翌営業日の電話受付開始時間から 2 時間以内に発注者へ通知を行う。
	障害通知時間（経過報告期間）	障害対応の経過報告は一次報告の通知後、2 時間以内に発注者へ通知を行う。
	復旧時間	障害発生時、障害発生から本サービスの復旧は平均 12 時間以内に復旧を行う。ただし、障害の内容により事前に発注者より遅延の了解を得た場合は除くものとする。
バックアップ対策	バックアップ	障害に備えて、外部記憶媒体にデータベースのバックアップを日次で行い、3 世代前までのバックアップを保存する。バックアップのスケジュール及び範囲の詳細については発注者と協議の上実施内容を決定する。
	データ復旧	障害でデータ復旧が必要となった場合、データの復旧時間は平均 24 時間以内とし最大で 3 営業日以内に復旧を行う。ただし、復旧するデータの容量、内容により事前に発注者に遅延の了解を得た場合は除くものとする。
セキュリティ対策	ウイルス対策	コンピュータウイルス対策ソフトが導入され、パターンファイルはベンダーより配信後、1 時間以内に適用を行い最長で 24 時間以内に最新の状態を保ち、定期的なスキャンとあわせてウイルス対

		策を実施することとする。
	セキュリティパッチ対策	OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアの脆弱性が発見され、開発元から対策が提供されたとき、7日以内に適用の可否の判断を行い、協議の上対策が必要であると判断された場合には、検証後速やかに当該対策を実施することとする。
サービスの変更及び終了	変更告知	本サービスの変更を実施する場合は3か月前までに告知し、変更の1か月前までにテスト・検証の環境を用意し発注者に検証期間を提供することとする。
	終了告知	本サービスを終了する場合は12か月前までに告知することとする。
特約事項	サービス品質保証の見直し	本サービスのサービス品質保証は必要に応じて毎年度末に協議により見直しを行うこととする。
	サービス品質保証の未達時の対応	本サービスのサービス品質保証の達成状況が未達成の場合、未達事項の状況、原因等をサービスレベル報告書にとりまとめ、その改善の可能性及びその方法を総合的に勘案し、システム及び人員による可能な範囲にて、受注者の所定の改善努力を行う。改善策の決定後速やかに改善計画書を作成・提出し、改善計画書に基づく改善方策の実施、実施結果の報告を行うこととする。